

消 防 予 第 8 1 号  
平成27年2月27日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・政令指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の一部改正について

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2第2項後段の規定については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日付消防予第41号・消防安第41号。以下「41号通知」という。）、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成20年8月28日消防予第200号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成21年3月31日付消防予第131号）により解釈及び運用をお願いしているところです。

今般、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「368号政令」という。）による令の改正により、令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物並びに(6)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）について、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務付けられたことから、これらの防火対象物の用途に供される部分に対し、368号政令等による改正後の消防用設備等に係る技術上の基準が適切に適用されるよう、41号通知を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

#### 記

- 1 368号政令の施行に伴う改正について  
41号通知の一部を次のように改正する。  
(1) 前文を次のように改める。

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2第2項後段の規定の解釈及び運用に関し、令別表第1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲については、下記の基準により運用されることが適当です

ので、その運用に遺憾のないよう配慮をされるとともに、都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いいたします。

なお、この通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

- (2) 1(2)中「当該独立した用途に供される部分」の次に「（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イからハまでに掲げる防火対象物（同表(6)項イ又はハに掲げる防火対象物にあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）」を加える。

## 2 消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）の施行に伴う改正について

41号通知の一部を次のように改正する。

1(2)中「又は(6)項イからハまでに掲げる防火対象物（同表(6)項イ又はハに掲げる防火対象物にあつては、」を「若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（」に改める。

## 3 施行期日について

この通知は、平成27年4月1日から施行する。ただし、2については平成28年4月1日から施行する。

「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日付 消防予第41号・消防安第41号）  
新旧対照表

1 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）に伴う改正（平成27年4月1日施行）

改正後	現行
<p>消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。） 第1条の2第2項後段の規定の解釈及び運用に関し、令別表第1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲については、下記の基準により運用されることが適当ですので、その運用に遺憾のないよう配慮をされるとともに、都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いいたします。</p> <p>なお、この通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略） （1）（略） （2）主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イからハまでに掲げる防火対象物（同表(6)項イ又はハに掲げる防火対象物にあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>先般の消防法及び消防法施行令（以下「令」という。）の改正により複合用途防火対象物に関する規定の整備が行われたことについては、昭和49年6月25日付け消防予第91号消防安第66号及び昭和49年7月12日付け消防安第79号をもつて通知したところである。これらの改正によつて令別表第1に掲げる防火対象物に関する基本的な解釈及び運用については従来の方針を変更するものではないが、令第1条第2項後段の規定を加えたことにより、令別表第1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲を明確にする必要が生じ、令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い基準を下記のとおり定めたのでその運用に遺憾のないよう格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略） （1）（略） （2）主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分</p> <p>2 （略）</p>

2 消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）の施行に伴う改正（平成28年4月1日施行）

改正後	現行
<p>前文 （略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略） （1）（略） （2）主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>前文 （略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 （略） （1）（略） （2）主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イからハまでに掲げる防火対象物（同表(6)項イ又はハに掲げる防火対象物にあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）</p> <p>2 （略）</p>